

# 「印鑑登録証」が変わります！

## 3月1日から

# プラスチックカードで発行します

### デザインが一新

現代はカード社会ともいわれています。一般的なカード（ISOやJISによって規定されたサイズで幅85・6ミ、高さ54・0ミ、厚さ0・76ミのプラスチック製）を1人で何枚も持たれているのではないのでしょうか。

印鑑登録証を利用される皆さんが保管・携帯しやすいように、デザインを一新するこ  
とになりました。

### 交付手数料は変わりません

3月1日（火）以降、新しく印鑑を登録したかたから一般的なカードで「印鑑登録証」を交付します。交付手数料（再交付含む）は変更ありません。

※新規に印鑑を登録する場合の印鑑登録証交付手数料は400円です。

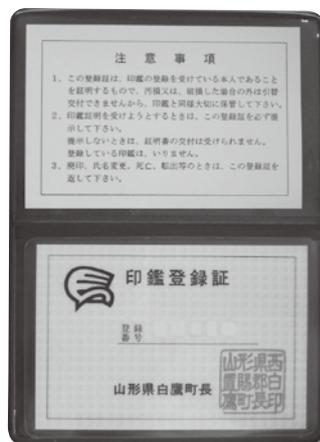
これまでの登録証はそのまま使えます

2月28日以前に印鑑登録を済まされているかたは、これまでの手帳の「印鑑登録証」をそのままご使用いただけます。特に手続きなどは必要ありません。

ただし、「印鑑登録証」を手帳からプラスチックカードに変更する場合には、現在の印鑑登録を廃止して、改めて印鑑の登録をする必要があります。登録には「印鑑登録証」の交付手数料400円が必要です。

■問い合わせ  
町民課戸籍年金係  
☎85-6129

現在の登録証



### 新登録証のイメージ

(表面)



(裏面)

